

## 軽自動車税（種別割）減免に関する取扱基準

（趣旨）

第1条 この基準は、船橋市市税条例第89条及び第90条の規定に基づき、軽自動車税（種別割）の減免の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（公益のために直接専用するものの範囲）

第2条 条例第89条第1項第1号に規定する市長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等とする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に掲げる事業を行う法人で次に掲げるもの又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）（地方税法施行令第7条の4に規定する収益事業を行うものを除く。）が直接その本来の事業の用に供する軽自動車等で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人

イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

(2) その他市長が特に公益性があると認めるもの

（身体障害者等の範囲）

第3条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条に規定する戦傷病者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2及び第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

ア 知能指数がおおむね 35 以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者

イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付された身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める障害の級別 3 級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね 50 以下の者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級の障害を有する者

#### （減免の制限）

第 4 条 条例第 90 条第 1 項第 1 号の規定による軽自動車税（種別割）の減免は、自動車税（種別割）の減免を含めて 1 人の身体障害者等について 1 台までとし、自動車検査証等に事業用と記載されているものを除く。

#### （減免の措置）

第 5 条 条例第 90 条第 1 項第 1 号の規定による減免を決定した場合においては、身体障害者手帳の備考欄、療育手帳の予備欄又は精神障害者保健福祉手帳の余白にその旨を記入又は記載したものを貼付するものとする。但し、既に記入もしくは記載したものが貼付されている場合において、その内容に変更がない場合はこの限りではない。

#### （構造減免の範囲）

第 6 条 条例第 90 条第 1 項第 2 号に規定する軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装備しているもの
- (2) 専ら身体障害者等が運転するために、運転装置・制御装置等が製造又は構造変更された軽自動車等
- (3) その他市長がその構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するためのものと認めるもの

#### （減免申請書）

第 7 条 条例第 89 条第 2 項、第 90 条第 2 項及び第 3 項の申請は、市税に関する文書の様式を定める規則第 31 号様式その 3 により行うものとする。

(減免の基準日)

第 8 条 条例第 89 条及び第 90 条の規定により減免する場合の当該事由の基準日は、当該年度の 4 月 1 日とする。

(減免の額)

第 9 条 条例第 89 条及び第 90 条の規定による減免の額は、軽自動車税(種別割)の全額とする。

(減免の通知)

第 10 条 市長は、申請のあった軽自動車税(種別割)を減免することが適当と認められたとき、又は不適当と認められたときは、その旨を当該申請者に速やかに通知するものとする。

(減免の取消)

第 11 条 前条による減免をすることが適当と認められた者が、当該年度中に軽自動車税(種別割)の減免取消の申し立てを行った場合は、同年度における当該軽自動車等の軽自動車税(種別割)について新たな課税は行わない。

(平成 25 年 12 月 10 日・一部改正)

(減免の継続)

第 12 条 市長は、条例第 90 条第 1 項第 1 号及び第 2 号により減免された軽自動車等について、翌年度においても減免を必要とする理由及び要件に変更がなく、かつ、市長が別に定める様式により継続して減免の申請があったときは、内容を審査し、同条第 2 項の規定によらず、引き続き同項第 1 号及び第 2 号の規定による軽自動車税(種別割)の減免を行うことができる。

附 則

この基準は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第1

障 害 の 区 分	身体障害者（身体障害手帳による） 障 害 の 級 別	
視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 又 は 言 語 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出に係るものに限る。)	
上 肢 不 自 由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級	
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
心 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	
じ ん 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
小 腸 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
乳児期以前の非進行性の脳病 変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
肝 臓 機 能 障 害	1 級から 4 級までの各級	

別表第 2

障 害 の 区 分	戦傷病者（戦傷病者手帳による） 障 害 の 級 別
視 覚 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴 覚 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平 衡 機 能 障 害	特別項症から第 4 項症までの各項症
音 声 機 能 又 は 言 語 機 能 障 害	特別項症から第 2 項症までの各項症 （喉頭摘出に係るものに限る。）
上 肢 不 自 由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症 までの各款症
体 幹 不 自 由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症 までの各款症
心 臓 機 能 障 害	特別項症から第 5 項症までの各項症
じ ん 臓 機 能 障 害	特別項症から第 5 項症までの各項症
呼 吸 器 機 能 障 害	特別項症から第 5 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
小 腸 機 能 障 害	特別項症から第 5 項症までの各項症
肝 臓 機 能 障 害	特別項症から第 5 項症までの各項症